

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施状況について

令和 8 年 4 月からこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を開始した。
実施にあたっては、令和 7 年度第 2 回子ども・子育て会議（書面審議）において、事業実施が適当と認められた次の 5 施設です。

1 実施施設

公立 山口こども園

私立 ひまわりこども園 枚田みのり保育園（準備中）
やなせこども園 めばえのにわ保育園（準備中）

2 利用手続きの流れ

- ① 登録申請：保護者が「こども誰でも通園制度総合支援システム」から登録申請
- ② 利用認定：市から「乳児等支援支給認定証」を交付
- ③ 利用申請：認定を受けた保護者が希望園に直接申請
- ④ 利用開始：初回面談を経て利用開始

3 認定状況（乳児等支援支給認定証交付人数）

月	認定人数
4 月	10
5 月	4
合計	14

4 利用状況

月		山口こども園	やなせこども園	ひまわりこども園
4 月	実人数	1	0	1
	利用時間	2	0	4
5 月	実人数	1	1	1
	利用時間	2	8	8
合計	実人数	2	1	2
	利用時間	4	8	12

※各園の利用者は同一の利用者のため、5 月末の利用者は 3 名

5 今後の対応

認定証の発行数に対し、実際の利用実人数や利用時間は限定的となっている。制度普及を図るため、保護者等への制度周知を行う。